

平成26年度第24回庁議提案  審議・報告・その他

提出日：平成27年3月26日

担当部・課：健康部介護保険課〔内線2432〕

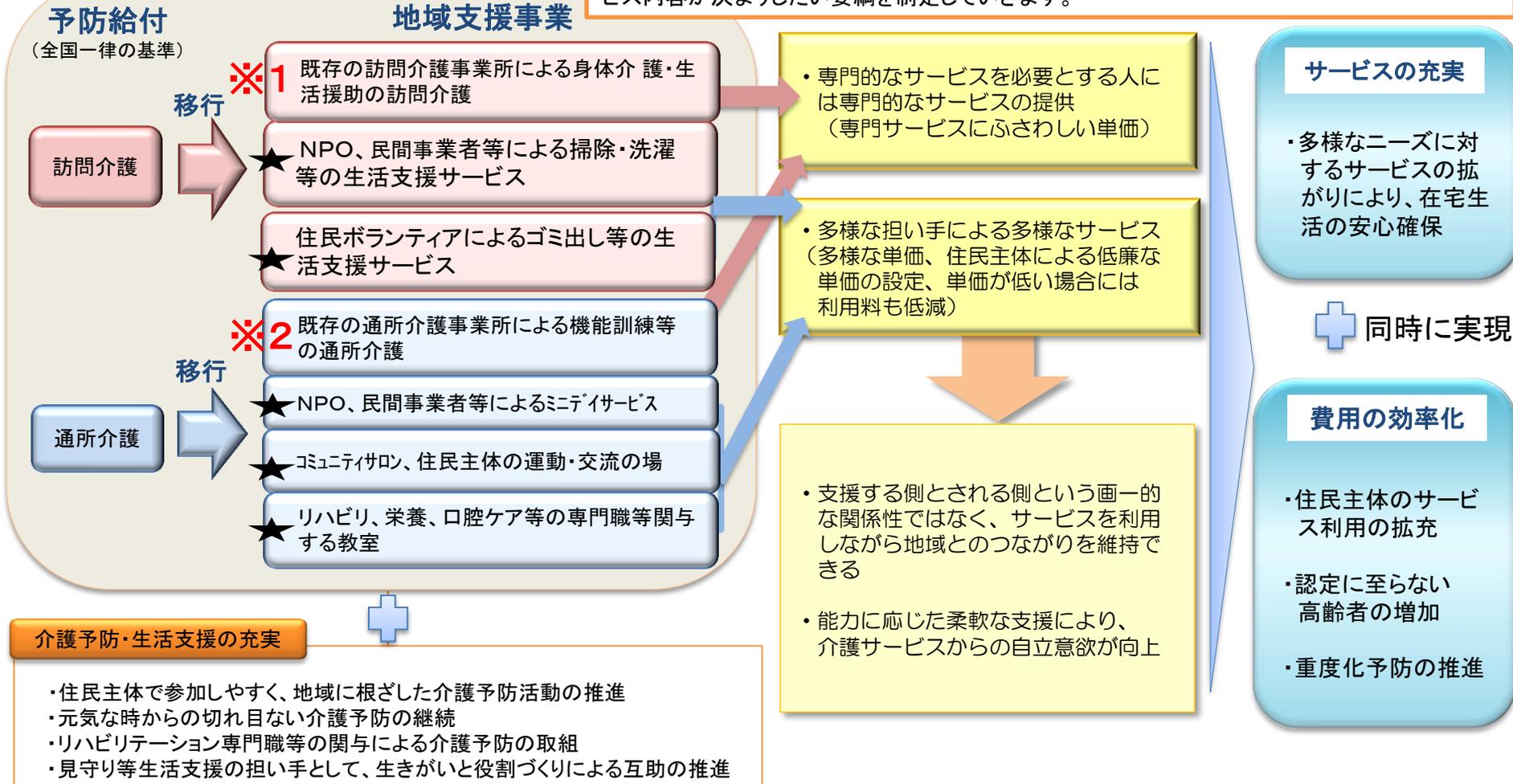
<b>①件名</b>
介護予防・日常生活支援総合事業における短期集中機能訓練訪問指導事業について
<b>②施策等を必要とする背景及び目的（理由）</b>
<b>【背景】</b> 高齢化の進展に伴い介護予防の重要性はこれまで以上に高くなっており、介護保険制度改正により、予防給付のうち訪問介護並びに通所介護が地域支援事業に移行され、地域の実情に応じた取り組みが可能となる。 本市では、平成27年度から「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」に取り組むものとしているが、このうち、身体機能が低下した要支援者等に対し、市の専門職等が短期集中でサービスを提供することで、生活機能の向上を図り重症化を予防することにより、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう支援する。 <b>【目的】</b> 体力の改善や食事・排せつ等の改善に向けた支援が必要な高齢者を保健・医療の専門職が訪問し、機能訓練についての相談、指導を行うことで、生活機能の向上を図り可能な限り地域において自立した日常生活を営むことが出来るよう支援することを目的とする。
<b>③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</b>
<b>【根拠法令】</b> ・介護保険法（平成9年法律第123号） 第115条の4第1項 ・地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）  <b>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input checked="" type="checkbox"/> 無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</b>
<b>④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</b>
○平成26年6月25日 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行（介護保険制度改正） ○平成26年7月28日・11月10日 全国都道府県介護保険担当課長会議 ・介護予防、日常生活支援総合事業ガイドライン案が示された。 ○平成26年6月～平成27年2月 石巻市介護保険運営審議会を開催（計6回） ○平成27年2月13日 石巻市介護保険運営審議会から本市に対し、「石巻市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」の答申

<p><b>⑤主な内容</b></p> <p>身体機能が低下した要支援者等に対して、介護保険課に所属する訪問指導員等が専門職と連携した指導を実施することで高い効果が期待できることから、事業実施のため「石巻市短期集中機能訓練訪問指導事業実施要綱」を定める。</p> <p>○事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問指導員が理学療法士等の市の専門職と連携しながら、地域包括支援センターが作成したケアプランに基づき、体力の改善に向けた支援が必要なケースや日常生活動作等の改善に向けた支援が必要なケースに対して、在宅で短期集中的（3～6か月の短期間で行う。）に相談・指導を行い身体状況の改善を図る。</li> </ul> <p>○対象者</p> <p>市内に住所を有する65歳以上の者又は要支援者で、下記の要件をすべて満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なんらかの原因により体力や日常生活動作が低下した者</li> <li>・機能訓練訪問指導により日常生活動作が向上する見込みのある者</li> <li>・主治医より運動の禁忌を言われていない者</li> </ul> <p>○実施主体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石巻市</li> <li>・実施体制；訪問指導員（嘱託）2名、理学療法士（正職員）2名</li> </ul> <p>【参考】</p> <p>平成27年3月現在 訪問指導員が相談等を実施している方 約80名</p>
<p><b>⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</b></p> <p>【効果】</p> <p>身体機能が低下した高齢者に対し、訪問指導員が理学療法士等と連携して専門的なサービスを提供することにより、身体機能の改善、重症化予防が図られ、住み慣れた地域で暮らし続けることができる。</p> <p>【財源】</p> <p>予算；訪問指導員（嘱託）の person 費は、現行の訪問指導員事業費で対応。（6,376千円） 機能訓練訪問事業費は、報償費及び消耗品等を予算計上。（87千円）</p>
<p><b>⑦他の自治体の政策との比較検討</b></p> <p>各市町村については、地域の実情に応じた効果的な事業を実施するものであるが、平成27年度に地域支援事業へ移行する白石市と川崎町については、現在のところ本事業実施の予定はない。</p>
<p><b>⑧今後の予定及び施行予定年月日</b></p> <p>石巻市短期集中機能訓練訪問指導事業実施要綱制定 （施行期日：平成27年4月1日）</p>
<p><b>⑨その他</b></p> <p>○周知方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係事業所等への説明会実施</li> <li>・市報、ホームページによる市民への周知</li> </ul>

# 【参考】総合事業と生活支援サービスの充実

- 予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が地域の实情に応じた取組ができる介護保険制度の地域支援事業へ移行(29年度末まで)。財源構成は給付と同じ(国、都道府県、市町村、1号保険料、2号保険料)。
- 既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援。高齢者は支え手側に回ることも。

※1・※2 地域支援事業に移行される事業のうち、既存の介護事業者による訪問介護相当サービスや通所介護相当サービスについて要綱を制定するものです。  
 ★ その他、NPO、民間事業者等による掃除・洗濯等の生活支援サービス等については、サービス内容が決まりしだい要綱を制定していきます。



○ 要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、総合事業で多様なサービスを提供していくため、市町村は、サービスを類型化し、それに併せた基準や単価等を定めることが必要。そこで、地域における好事例を踏まえ、以下のとおり、多様化するサービスの典型的な例を参考として示す

## ①訪問型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

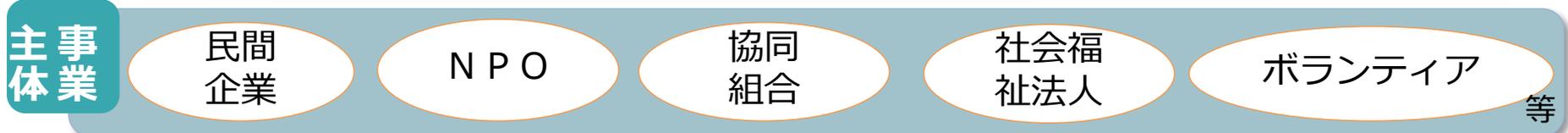
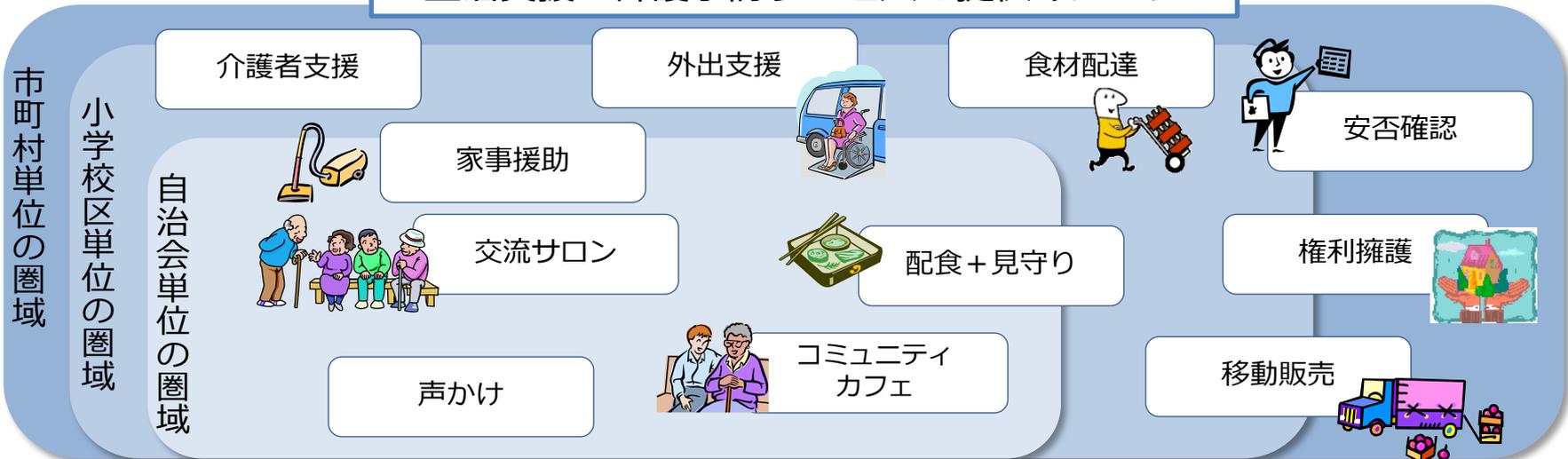
基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	<p>○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース</p> <p>○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者</li> <li>・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等</li> </ul> <p>※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。</p>	<p>○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進</p>		<p>・体力の改善に向けた支援が必要なケース</p> <p>・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース</p> <p>※3～6ヶ月の短期間で行う</p>	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

# 多様な主体による生活支援・介護予防サービスの重層的な提供

○高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を支援

- ・介護支援ボランティアポイント等を組み込んだ地域の自助・互助の好取組を全国展開
- ・「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置や協議体の設置などに対する支援

## 生活支援・介護予防サービスの提供イメージ



## バックアップ

市町村を核とした支援体制の充実・強化（コーディネーターの配置、協議体の設置等を通じた住民ニーズとサービス資源のマッチング、情報集約等）

➡ 民間とも協働して支援体制を構築